

ここに掲載の情報は、平成22年度税制改正における自動車重量税・自動車取得税の特例措置の対象となる自動車の一覧をまとめたものです。特例措置の内容は下記のとおりです。

記

<自動車重量税及び自動車取得税の特例措置の内容>

- 対 象： 電気自動車(燃料電池自動車を含む)
天然ガス自動車
- A) 車両総重量3.5t以下...低排出ガス車認定制度(平成17年基準値)により
低排出ガス車認定75%低減レベル()を受けている自動車
- B) 車両総重量3.5t超.....低排出ガス車認定制度(平成17年基準値)により低排出ガス車認定
NOx10%低減レベル(重量車 (NOx))を受けている自動車
- プラグインハイブリッド自動車
ハイブリッド自動車
- A) 車両総重量3.5t以下...低排出ガス車認定制度(平成17年基準値)により
低排出ガス車認定75%低減レベル()を受けているもので、
かつ燃費基準を+25%以上達成している自動車
- B) 車両総重量3.5t超.....低排出ガス車認定制度(平成17年基準値)により低排出ガス車認定
NOx又はPM10%低減レベル(重量車 (NOx又はPM))を受けているも
ので、かつ重量車燃費基準を達成している自動車
- ディーゼル自動車
- A) 車両総重量3.5t以下...平成21年自動車排出ガス規制に適合している自動車
(クリーンディーゼル乗用車)
- B) 車両総重量3.5t超...a)平成21年度自動車排出ガス規制に適合しているもので、
かつ重量車燃費基準を達成している自動車
b)低排出ガス車認定制度(平成17年基準値)により
低排出ガス車認定NOx又はPM10%低減レベル(重量車 (NOx又はPM))
を受けているもので、かつ重量車燃費基準を達成している自動車
- 車両総重量2.5t超3.5t以下のトラックバス等
- A)ディーゼル自動車.....平成21年度自動車排出ガス規制に適合しているもので、
かつ平成27年度燃費基準を達成している自動車
- B)ガソリン自動車.....a)低排出ガス車認定制度(平成17年基準値)により
低排出ガス車認定75%低減レベル()を受けているもので、
かつ平成27年度燃費基準を達成している自動車
b)低排出ガス車認定制度(平成17年基準値)により
低排出ガス車認定50%低減レベル()を受けているもので、
かつ平成27年度燃費基準を達成している自動車

低燃費かつ低排出ガス認定自動車

- a) 低排出ガス車認定制度(平成17年基準値)により低排出ガス車認定75%低減レベル()を受けているもので、かつ燃費基準を+25%以上達成している自動車
- b) 低排出ガス車認定制度(平成17年基準値)により低排出ガス車認定75%低減レベル()を受けているもので、かつ燃費基準を+20%以上達成している自動車
- c) 低排出ガス車認定制度(平成17年基準値)により低排出ガス車認定75%低減レベル()を受けているもので、かつ燃費基準を+15%以上達成している自動車

燃費基準・・・ガソリン自動車・LPG自動車：平成22年度、ディーゼル自動車：平成17年度
重量車燃費基準・・・平成27年度

減免内容：

対象車両	重量税	取得税	
		新車	中古車
電気自動車(燃料電池自動車を含む)	免税	免税	2.7%軽減
天然ガス自動車 A 車両総重量3.5t以下: B 車両総重量3.5t超 :重量車 (NOx)	免税	免税	2.7%軽減
プラグインハイブリッド自動車	免税	免税	2.4%軽減
ハイブリッド自動車 (下記A以外でも b)、c)に該当する場合があります)			
A 車両総重量3.5t以下: かつ燃費基準+25% B 車両総重量3.5t超 重量車 (NOx又はPM)かつ重量車燃費基準達成	免税	免税	1.6%軽減(乗用車等) 2.7%軽減(バス・トラック)
ディーゼル自動車			
A 車両総重量3.5t以下 平成21排ガス規制適合(クリーンディーゼル乗用車)	免税	免税	0.5%軽減 *
B 車両総重量3.5t超			
a) 平成21排ガス規制適合かつ重量車燃費基準達成	75%軽減	75%軽減	3.5t超～12t以下:2.0%軽減 (H22年10月1日から1.0%軽減) ** 12t超:1.0%軽減 *
b) 重量車 (NOx又はPM) かつ重量車燃費基準達成	50%軽減	50%軽減	軽減措置なし
車両総重量2.5t超3.5t以下のトラックバス			
Aディーゼル自動車 平成21排ガス規制適合かつ平成27年度燃費基準達成	75%軽減	75%軽減	1.0%軽減 *
Bガソリン自動車			
a) かつ平成27年度燃費基準達成	50%軽減	75%軽減	30万円控除
b) かつ平成27年度燃費基準達成	50%軽減	50%軽減	15万円控除
低燃費かつ低排出ガス認定自動車			
a) かつ燃費基準 + 25%	75%軽減	75%軽減	30万円控除
b) かつ燃費基準 + 20%	50%軽減	50%軽減	15万円控除
c) かつ燃費基準 + 15%	50%軽減	50%軽減	15万円控除

自動車重量税は 税額の減免

自動車取得税は 非課税又は税率の軽減

(中古車欄の軽減率は、自家用5%、軽・営業用3%に対する軽減率)

(中古車欄の控除額は、取得価額からの控除額)

自動車取得税の軽減対象車のうち

* の中古車は平成22年8月31日までの措置

** の中古車は平成23年8月31日までの措置

適用期間：

<自動車重量税> 平成21年4月1日から平成24年4月30日まで

この期間内に、新規検査・継続検査・臨時検査・構造等変更検査・予備検査のいずれかの検査による自動車検査証の交付又は返付を最初に受ける場合に適用

<自動車取得税> 平成21年4月1日から平成24年3月31日まで

平成21年4月1日登録・届出分より適用

<自動車税のグリーン化の内容>

対 象：排出ガス性能及び燃費性能を下記 を満たす普通自動車及び小型自動車又は、
電気自動車（燃料電池自動車を含む） プラグインハイブリッド自動車、
及び一定の排出ガス性能を備えた天然ガス自動車
（軽自動車には自動車税は適用されません）

低排出ガス車認定制度(平成17年基準値)により低排出ガス車認定75%低減レベル
()を受けているもので、かつ燃費基準を+ 2 5 %以上達成している自動車

軽減内容：上記

燃費基準 + 2 5 %	概ね 5 0 %軽減

電気自動車 概ね 5 0 %軽減

プラグインハイブリッド自動車 概ね 5 0 %軽減

天然ガス自動車 概ね 5 0 %軽減

車両総重量 3.5 ト以下 …

車両総重量 3.5 ト超 … 低排出ガス車認定制度(平成 17 年基準値)により
低排出ガス車認定(NOx10%低減レベル)を受けている自動車

制度期間：平成 24 年 3 月 31 日まで

軽減期間：平成 22・23 年度中に新車新規登録した場合、それぞれ当該年度の翌年度分を軽減

[注 意 事 項]

1. 本書は、電気自動車（燃料電池自動車を含む）・天然ガス自動車・プラグインハイブリッド自動車・ディーゼル自動車・ハイブリッド自動車（重量車バス・トラック）については、各メーカーをそれぞれの車種ごとに括り掲載しています。
ハイブリッド自動車（普通/小型乗用車、小型貨物車、軽乗用車、軽貨物車）については、メーカーごとに掲載しています。
また、低燃費かつ低排出ガス認定自動車については、メーカーごとに、登録車と軽自動車に分けて掲載しています。
2. 型式指定番号は同一の通称名の中で、類別区分番号は同一の型式指定番号の中で、それぞれ昇順に記載しています。また、同一型式でも類別区分番号によっては燃費基準値を満たしていないものがあり、その場合には本書に掲載されていません。
3. 車両型式欄の 印のついている型式は「構造A」（乗用車派生貨物車）を示します。
4. 低燃費区分欄の「低燃費 + 15%」は燃費基準 + 15%以上達成している自動車を、「低燃費 + 20%」は燃費基準 + 20%以上達成している自動車を、「低燃費 + 25%」は燃費基準 + 25%以上達成している自動車を表記しています。
5. 燃費基準とは、省エネ法に基づき定められている燃費基準をいいます。
6. 排出ガス規制値に対して一定の低減レベルの達成が求められている自動車については、低排出ガス車認定制度に基づき国土交通大臣の認定を受けている必要があります。
7. ガソリン自動車、LPG自動車及びディーゼル自動車の燃費基準値は、次頁のとおりです。
8. 車両重量・車両総重量欄は、乗用車については「車両重量」を、乗用車以外については「車両総重量」を表記しています。
9. 重量税額欄の税額は、自動車重量税が50%軽減・75%軽減される場合の軽減後の税額を、自家用3年と自家用2年（小型貨物車の場合は自家用2年と自家用1年）について表記しています。
普通/小型乗用車の自家用1年と事業用の自動車、50%軽減・75%軽減で税額表記されていない自動車については、添付の税額表を参照して下さい。

この一覧表は平成22年2月までに国土交通省に届出されたものが掲載されており、3月以降追加となるものは、追加版として毎月作成(10日頃)します。

国内で販売されている特例措置対象車両のうち、一部の輸入自動車等は本書に記載されていない場合もあります。

「燃費基準値及び燃費基準+15%値及び+20%値及び+25%値」

1. 乗用自動車

(1) ガソリン自動車

(単位: km/ℓ)

区 分	燃費基準値	燃費基準+15%値	燃費基準+20%値	燃費基準+25%値
1. 車両重量が 703kg未満	21.2	24.4	25.4	26.5
2. 車両重量が 703kg以上 828kg未満	18.8	21.6	22.6	23.5
3. 車両重量が 828kg以上 1,016kg未満	17.9	20.6	21.5	22.4
4. 車両重量が 1,016kg以上 1,266kg未満	16.0	18.4	19.2	20.0
5. 車両重量が 1,266kg以上 1,516kg未満	13.0	15.0	15.6	16.3
6. 車両重量が 1,516kg以上 1,766kg未満	10.5	12.1	12.6	13.1
7. 車両重量が 1,766kg以上 2,016kg未満	8.9	10.2	10.7	11.1
8. 車両重量が 2,016kg以上 2,266kg未満	7.8	9.0	9.4	9.8
9. 車両重量が 2,266kg以上	6.4	7.4	7.7	8.0

(2) デイゼル自動車

(単位: km/ℓ)

区 分	燃費基準値	燃費基準+15%値	燃費基準+20%値	燃費基準+25%値
1. 車両重量が 1,016kg未満	18.9	21.7	22.7	23.6
2. 車両重量が 1,016kg以上 1,266kg未満	16.2	18.6	19.4	20.3
3. 車両重量が 1,266kg以上 1,516kg未満	13.2	15.2	15.8	16.5
4. 車両重量が 1,516kg以上 1,766kg未満	11.9	13.7	14.3	14.9
5. 車両重量が 1,766kg以上 2,016kg未満	10.8	12.4	13.0	13.5
6. 車両重量が 2,016kg以上 2,266kg未満	9.8	11.3	11.8	12.3
7. 車両重量が 2,266kg以上	8.7	10.0	10.4	10.9

(3) LPG自動車

(単位: km/ℓ)

区 分	燃費基準値	燃費基準+15%値	燃費基準+20%値	燃費基準+25%値
1. 車両重量が 703kg未満	15.9	18.3	19.1	19.9
2. 車両重量が 703kg以上 828kg未満	14.1	16.2	16.9	17.6
3. 車両重量が 828kg以上 1,016kg未満	13.5	15.5	16.2	16.9
4. 車両重量が 1,016kg以上 1,266kg未満	12.0	13.8	14.4	15.0
5. 車両重量が 1,266kg以上 1,516kg未満	9.8	11.3	11.8	12.3
6. 車両重量が 1,516kg以上 1,766kg未満	7.9	9.1	9.5	9.9
7. 車両重量が 1,766kg以上 2,016kg未満	6.7	7.7	8.0	8.4
8. 車両重量が 2,016kg以上 2,266kg未満	5.9	6.8	7.1	7.4
9. 車両重量が 2,266kg以上	4.8	5.5	5.8	6.0

2. 貨物自動車

(1) ガソリン自動車

(単位: km/ℓ)

自動車の種別	区 分		燃 費 基準値	燃費基準 +15%値	燃費基準 +20%値	燃費基準 +25%値	
	変速装置の方式	車両重量					自動車の構造
1. 軽自動車	手動式	703kg未満	構造A	20.2	23.2	24.2	25.3
			構造B	17.0	19.6	20.4	21.3
		703kg以上 828kg未満	構造A	18.0	20.7	21.6	22.5
			構造B	16.7	19.2	20.0	20.9
		828kg以上		15.5	17.8	18.6	19.4
	手動式以外のもの	703kg未満	構造A	18.9	21.7	22.7	23.6
			構造B	16.2	18.6	19.4	20.3
		703kg以上 828kg未満	構造A	16.5	19.0	19.8	20.6
			構造B	15.5	17.8	18.6	19.4
		828kg以上		14.9	17.1	17.9	18.6
2. 車両総重量が 1.7トン以下 のもの	手動式	1,016kg未満		17.8	20.5	21.4	22.3
		1,016kg以上		15.7	18.1	18.8	19.6
	手動式以外のもの	1,016kg未満		14.9	17.1	17.9	18.6
		1,016kg以上		13.8	15.9	16.6	17.3
3. 車両総重量が 1.7トン超 2.5トン以下 のもの	手動式	1,266kg未満	構造A	14.5	16.7	17.4	18.1
			構造B	12.3	14.1	14.8	15.4
		1,266kg以上 1,516kg未満		10.7	12.3	12.8	13.4
			1,516kg以上		9.3	10.7	11.2
	手動式以外のもの	1,266kg未満	構造A	12.5	14.4	15.0	15.6
			構造B	11.2	12.9	13.4	14.0
		1,266kg以上		10.3	11.8	12.4	12.9

(2) ディーゼル自動車

(単位: km/ℓ)

自動車の種別	区 分		燃 費 基準値	燃費基準 +15%値	燃費基準 +20%値	燃費基準 +25%値	
	変速装置の方式	車両重量					自動車の構造
1. 車両総重量が 1.7トン以下 のもの	手動式			17.7	20.4	21.2	22.1
	手動式以外のもの			15.1	17.4	18.1	18.9
2. 車両総重量が 1.7トン超 2.5トン以下 のもの	手動式	1,266kg以上	構造A	17.4	20.0	20.9	21.8
			構造B	14.6	16.8	17.5	18.3
		1,266kg以上 1,516kg未満		14.1	16.2	16.9	17.6
			1,516kg以上		12.5	14.4	15.0
	手動式以外のもの	1,266kg未満	構造A	14.5	16.7	17.4	18.1
			構造B	12.6	14.5	15.1	15.8
		1,266kg以上 1,516kg未満		12.3	14.1	14.8	15.4
			1,516kg以上 1,766kg未満		10.8	12.4	13.0
		1,766kg以上		9.9	11.4	11.9	12.4

備 考

- 「車両重量」とは、道路運送車両の保安基準(昭和26年運輸省令第67号)第1条第6号に規定する空車状態における自動車の重量をいう。
- 「車両総重量」とは、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示第2条第9号に規定する積車状態における自動車の重量をいう。
- 「構造A」とは、次に掲げる要件のいずれにも該当する構造をいう。
 - 最大積載量を車両総重量で除した値が0.3以下となるものであること。
 - 乗車装置及び物品積載装置が同一の車室内に設けられており、かつ、当該車室と車体外とを固定された屋根、窓ガラス等の隔壁により仕切られるものであること。
 - 運転者室の前方に原動機を有するものであること。
- 「構造B」とは、構造A以外の構造をいう。
- 「燃費基準+15% (+20%、+25%)値」とは、燃費基準値に115/100 (+20%については120/100、+25%については125/100)を掛け少数第2位を四捨五入したものをいう。

「平成22年租税特別措置法改正による自動車重量税税額(環境対応車減税対応)」

1. 乗用

車両重量	3年自家用			2年自家用			1年自家用			1年事業用		
	適用なし	75%減	50%減	減免なし	75%減	50%減	減免なし	75%減	50%減	減免なし	75%減	50%減
0.5ト以下	15,000	3,700	7,500	10,000	2,500	5,000	5,000	1,200	2,500	2,700	600	1,300
～1	30,000	7,500	15,000	20,000	5,000	10,000	10,000	2,500	5,000	5,400	1,300	2,700
～1.5	45,000	11,200	22,500	30,000	7,500	15,000	15,000	3,700	7,500	8,100	2,000	4,000
～2	60,000	15,000	30,000	40,000	10,000	20,000	20,000	5,000	10,000	10,800	2,700	5,400
～2.5	75,000	18,700	37,500	50,000	12,500	25,000	25,000	6,200	12,500	13,500	3,300	6,700
～3	90,000	22,500	45,000	60,000	15,000	30,000	30,000	7,500	15,000	16,200	4,000	8,100

2. 特種用途

車両総重量	2年自家用			2年事業用			1年自家用			1年事業用		
	減免なし	75%減	50%減	減免なし	75%減	50%減	減免なし	75%減	50%減	減免なし	75%減	50%減
1ト以下	10,000	2,500	5,000	5,400	1,300	2,700	5,000	1,200	2,500	2,700	600	1,300
～2	20,000	5,000	10,000	10,800	2,700	5,400	10,000	2,500	5,000	5,400	1,300	2,700
～3	30,000	7,500	15,000	16,200	4,000	8,100	15,000	3,700	7,500	8,100	2,000	4,000
～4	40,000	10,000	20,000	21,600	5,400	10,800	20,000	5,000	10,000	10,800	2,700	5,400
～5	50,000	12,500	25,000	27,000	6,700	13,500	25,000	6,200	12,500	13,500	3,300	6,700
～6	60,000	15,000	30,000	32,400	8,100	16,200	30,000	7,500	15,000	16,200	4,000	8,100
～7	70,000	17,500	35,000	37,800	9,400	18,900	35,000	8,700	17,500	18,900	4,700	9,400
～8	80,000	20,000	40,000	43,200	10,800	21,600	40,000	10,000	20,000	21,600	5,400	10,800
～9	90,000	22,500	45,000	48,600	12,100	24,300	45,000	11,200	22,500	24,300	6,000	12,100
～10	100,000	25,000	50,000	54,000	13,500	27,000	50,000	12,500	25,000	27,000	6,700	13,500
～11	110,000	27,500	55,000	59,400	14,800	29,700	55,000	13,700	27,500	29,700	7,400	14,800
～12	120,000	30,000	60,000	64,800	16,200	32,400	60,000	15,000	30,000	32,400	8,100	16,200
～13	130,000	32,500	65,000	70,200	17,500	35,100	65,000	16,200	32,500	35,100	8,700	17,500
～14	140,000	35,000	70,000	75,600	18,900	37,800	70,000	17,500	35,000	37,800	9,400	18,900
～15	150,000	37,500	75,000	81,000	20,200	40,500	75,000	18,700	37,500	40,500	10,100	20,200
～16	160,000	40,000	80,000	86,400	21,600	43,200	80,000	20,000	40,000	43,200	10,800	21,600
～17	170,000	42,500	85,000	91,800	22,900	45,900	85,000	21,200	42,500	45,900	11,400	22,900
～18	180,000	45,000	90,000	97,200	24,300	48,600	90,000	22,500	45,000	48,600	12,100	24,300
～19	190,000	47,500	95,000	102,600	25,600	51,300	95,000	23,700	47,500	51,300	12,800	25,600
～20	200,000	50,000	100,000	108,000	27,000	54,000	100,000	25,000	50,000	54,000	13,500	27,000
～21	210,000	52,500	105,000	113,400	28,300	56,700	105,000	26,200	52,500	56,700	14,100	28,300
～22	220,000	55,000	110,000	118,800	29,700	59,400	110,000	27,500	55,000	59,400	14,800	29,700
～23	230,000	57,500	115,000	124,200	31,000	62,100	115,000	28,700	57,500	62,100	15,500	31,000
～24	240,000	60,000	120,000	129,600	32,400	64,800	120,000	30,000	60,000	64,800	16,200	32,400
～25	250,000	62,500	125,000	135,000	33,700	67,500	125,000	31,200	62,500	67,500	16,800	33,700

3. トラック(車両総重量8トン以下)

車両総重量	2年自家用			2年事業用			1年自家用			1年事業用		
	適用なし	75%減	50%減	適用なし	75%減	50%減	減免なし	75%減	50%減	減免なし	75%減	50%減
1トン以下	7,600	1,900	3,800	5,400	1,300	2,700	3,800	900	1,900	2,700	600	1,300
～2	15,200	3,800	7,600	10,800	2,700	5,400	7,600	1,900	3,800	5,400	1,300	2,700
～2.5	22,800	5,700	11,400	16,200	4,000	8,100	11,400	2,800	5,700	8,100	2,000	4,000
～3	30,000	7,500	15,000	16,200	4,000	8,100	15,000	3,700	7,500	8,100	2,000	4,000
～4	40,000	10,000	20,000	21,600	5,400	10,800	20,000	5,000	10,000	10,800	2,700	5,400
～5	50,000	12,500	25,000	27,000	6,700	13,500	25,000	6,200	12,500	13,500	3,300	6,700
～6	60,000	15,000	30,000	32,400	8,100	16,200	30,000	7,500	15,000	16,200	4,000	8,100
～7	70,000	17,500	35,000	37,800	9,400	18,900	35,000	8,700	17,500	18,900	4,700	9,400
～8	80,000	20,000	40,000	43,200	10,800	21,600	40,000	10,000	20,000	21,600	5,400	10,800

4. バス、トラック(車両総重量8トン超)

車両総重量	1年自家用			1年事業用		
	減免なし	75%減	50%減	減免なし	75%減	50%減
1トン以下	5,000	1,200	2,500	2,700	600	1,300
～2	10,000	2,500	5,000	5,400	1,300	2,700
～3	15,000	3,700	7,500	8,100	2,000	4,000
～4	20,000	5,000	10,000	10,800	2,700	5,400
～5	25,000	6,200	12,500	13,500	3,300	6,700
～6	30,000	7,500	15,000	16,200	4,000	8,100
～7	35,000	8,700	17,500	18,900	4,700	9,400
～8	40,000	10,000	20,000	21,600	5,400	10,800
～9	45,000	11,200	22,500	24,300	6,000	12,100
～10	50,000	12,500	25,000	27,000	6,700	13,500
～11	55,000	13,700	27,500	29,700	7,400	14,800
～12	60,000	15,000	30,000	32,400	8,100	16,200
～13	65,000	16,200	32,500	35,100	8,700	17,500
～14	70,000	17,500	35,000	37,800	9,400	18,900
～15	75,000	18,700	37,500	40,500	10,100	20,200
～16	80,000	20,000	40,000	43,200	10,800	21,600
～17	85,000	21,200	42,500	45,900	11,400	22,900
～18	90,000	22,500	45,000	48,600	12,100	24,300
～19	95,000	23,700	47,500	51,300	12,800	25,600
～20	100,000	25,000	50,000	54,000	13,500	27,000
～21	105,000	26,200	52,500	56,700	14,100	28,300
～22	110,000	27,500	55,000	59,400	14,800	29,700
～23	115,000	28,700	57,500	62,100	15,500	31,000
～24	120,000	30,000	60,000	64,800	16,200	32,400
～25	125,000	31,200	62,500	67,500	16,800	33,700
～26	130,000	32,500	65,000	70,200	17,500	35,100
～27	135,000	33,700	67,500	72,900	18,200	36,400
～28	140,000	35,000	70,000	75,600	18,900	37,800
～29	145,000	36,200	72,500	78,300	19,500	39,100
～30	150,000	37,500	75,000	81,000	20,200	40,500

5. 小型二輪 ← 減免対象外

	3年自家用	2年自家用	1年自家用	3年事業用	2年事業用
	6,600	4,400	2,200	4,800	3,200

6. 検査対象外軽自動車 ← 減免対象外

	2輪自家用	2輪事業用	その他自家用	その他事業用
	5,500	4,300	11,300	8,100

7. 検査対象軽自動車(二輪を除く)

	3年自家用			2年自家用			2年事業用		
	適用なし	75%減	50%減	減免なし	75%減	50%減	減免なし	75%減	50%減
	11,400	2,800	5,700	7,600	1,900	3,800	5,400	1,300	2,700

【参考】

1. エコカー減税車に係る自動車重量税の税額算出方法

租税特別措置法第90条の11の規定により計算した金額に減税する率を減じた率を乗じ、百円未満の端数を切り捨てる。

(例) 乗用車(車両重量1.5トン、自家用)について75%軽減の適用を受けて新車新規検査(3年)を受けるときの納税額

$$\begin{array}{l}
 \text{(減免なし)} \qquad \qquad \text{(軽減率)} \\
 45,000 \quad \times \quad (100\% - 75\%) \quad = \quad 11,250 \quad \Rightarrow \quad 11,200 \text{ (円)}
 \end{array}$$

2. 自動車重量税の印紙の種類(単位:円)

100	200	500	1,000	2,500	2,800	3,000	4,400	5,000	6,300	7,000
7,500	8,800	10,000	13,200	20,000	25,200	31,500	37,800	56,700		

〈問合わせ先〉

2011年1月末現在

(社名五十音順)

会社名	住所	担当部署	電話
オーディオジャパン(株)	東京都世田谷区尾山台 2-30-8	オーディ・コミュニケーションセンター	0120-598-106
いすゞ自動車(株)	東京都品川区南大井 6-26-1 大森ベルポートA館	お客様相談センター	0120-119-113 03-5471-1188
(株)オートレックス	福岡県福岡市早良区四箇 1-8-5	営業部	092-812-8588
スズキ(株)	静岡県浜松市南区高塚町 300	お客様相談室	0120-402-253
ダイハツ工業(株)	大阪府池田市ダイハツ町 1-1	お客様相談室	0800-500-0182
トヨタ自動車(株)	愛知県名古屋市中村区名駅 4-10-27 第2豊田ビル西館 7階	お客様相談センター	0800-700-7700
日産自動車(株)	神奈川県横浜市金沢区福浦 3-7	お客様相談室 9:00~17:00	0120-315-232
ビー・エム・ダブリュー(株)	東京都千代田区丸の内 1-9-2 グラントウキョウサウスタワー	BMW カスタマーサポート 9:00~20:00	0120-55-3578
		MINI カスタマーサポート 9:00~20:00	0120-56-5532
日野自動車(株)	東京都港区芝 4-11-3	お客様相談室 9:00~17:00	0120-106-558
フォルクスワーゲン グループジャパン(株)	愛知県豊橋市明海 5番地の 10	フォルクスワーゲン カスタマーセンター	0120-993-199
富士重工業(株)	東京都新宿区西新宿 1-7-2	S U B A R U お客様センター	0120-05-2215
ポルシェジャパン(株)	東京都目黒区下目黒 1-8-1 アルコタワー16F	カスタマー・ケア・センター	0120-846-911
ボルボ・カーズ・ ジャパン(株)	東京都港区虎ノ門 4-3-13	お客様相談室	0120-922-662
本田技研工業(株)	埼玉県和光市本町 8-1	お客様相談センター	0120-112-010
マツダ(株)	広島県安芸郡府中町新地 3-1	マツダコールセンター 平日 9:00~17:00 土・日・祝日 9:00~12:00 13:00~17:00	0120-386-919
三菱自動車工業(株)	東京都港区芝 5-33-8	お客様相談センター	0120-324-860
三菱ふそうトラック・バス(株)	神奈川県川崎市幸区鹿島田 890番地 12	お客様相談センター	0120-324-230
メルセデス・ベンツ日本(株)	東京都港区六本木 1-9-9 六本木ファーストビル	メルセデス・コール	0120-190-610

U D トラックス (株)	埼玉県上尾市大字寺丁目 1 番地	お客様相談室	0120-67-2301
U D トラックス (株) (ボルボトラック)	東京都江東区木場 2-17-12 SA ビル 5 階	ボルボトラックスジャパン 事業部 販売担当	03-6684-8810

団体名	住所	担当部署	電話
社団法人 日本自動車販売協会連合会	東京都港区芝大門 1-1-30 日本自動車会館 15 階	法務部	03-5733-3105
社団法人 全国軽自動車協会連合会	東京都港区芝大門 1-1-30 日本自動車会館 11 階	事業部	03-5472-7861
社団法人 日本中古自動車販売協会連合会	東京都渋谷区代々木 3-25-3 あいおい損保新宿ビル 10 階	企画部	03-5333-5881
社団法人 日本自動車整備振興会連合会	東京都港区六本木 6-10-1 森タワー 17 階	指導部	03-3404-6143
一般社団法人 日本自動車工業会	東京都港区芝大門 1-1-30 日本自動車会館 16・17 階	業務統括部	03-5405-6132
日本自動車輸入組合	東京都港区芝 3-1-15 芝ポートビル 5 階	会員業務部	03-5765-6812